

第二節 人口減少局面での厳しい財政運営―震災の負債と地方の困難

一 条例に基づく新たな行財政改革―国の改革と県財政への影響

兵庫県の歳入・
歳出決算の状況

○〇六）年度から三十年度までの歳入・歳出決算の状況をまず概観しておこう。単年度収

支はほぼ均衡させているが、実質単年度収支で見れば七年続いた赤字を脱して黒字を続け、後半の平成二十五年頃からは黒字が拡大した。平成二十六～二十七年の二年間はバブル崩壊前の元年の水準を回復している。バブル崩壊と阪神・淡路大震災、失われた二〇年といわれた日本経済の低迷、復興に伴う財政上の特別な負荷を経て、県財政の未来に少しずつ薄明かりが差してきた。借入金への依存度をあらわす指標の一つ、実質公債費比率も、平成十七年以来二十三年まで二〇%前後で推移してきたが、以後、一六%前後へと改善し、三十年では一三・八%となっている。全国平均が一五%前後で始まって一一～一三%前後に推移していることと比べればまだ高いが、大幅な改善である。数値の改善を急げば伴う傷は深くなる。そもそも借入金を中心に阪神・淡路大震災からの復興であったことを思えば、なりふり構わぬ苦難の一〇年であったと言える。兵庫県は財政力指数では一貫して全国平均を上回っているが、阪神・淡路大震災後は全国平均との差が縮まっている。

歳入決算額の推移を見てみよう（図1）。歳入に占める地方税の割合は、平成六年以来全国平均以下の状

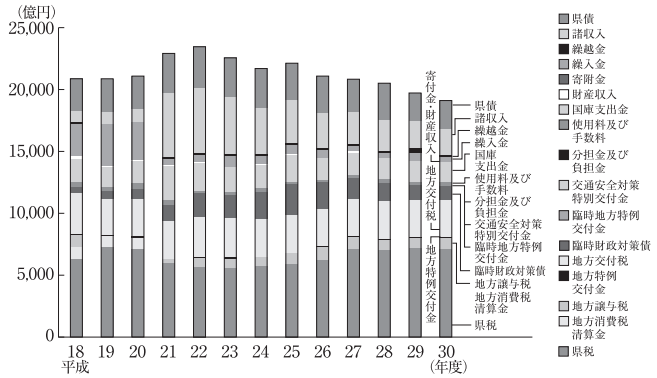


図1 歳入決算額の推移
 (「兵庫県歳入歳出決算書」より作成)

他方、歳出総額の推移では、これまでの右肩上がりの基調が震災関連の突出を間に挟んでこの時期にはほぼ横ばいとなっていることが顕著な特徴である(図2)。目的別歳出を見れば、全国的傾向として高齢者の増加により歳出に占める民生費の割合が上がり続けている(図3)。兵庫県でも昭和四十年に三・四%だったものが、震災の年平成六年度に一四・九%という特別な数字を記録しつつも約三〇年で倍となった(九年

態が続いている。一時は四〇%を超えていたが、バブル崩壊後の不況で低下し、阪神・淡路大震災以後は少しずつ高まって平成三十年は三八・八%である。国の政策によって地方譲与税が〇・三%から五%まで上下動する一方、地方交付税の割合は一五%前後で安定している。他方、長期的な変化で言えば、昭和四十(一九六五)年には二七・五%を占めていた国庫支出金は下がり続け、平成三十年は八・九%である。増加傾向が見られたのが諸収入で、昭和四十年に七%であったものが平成二十一〜二十四年は二〇%を超え(十七年の三四・三%は例外的)、三十年には一一・九%に落ち着いている。そして歳入に占める地方債の割合は昭和四十年の七・五%に始まり、不況下で一〇%台を記録しながらも一桁後半で推移してきたが、バブル崩壊と阪神・淡路大震災で跳ね上がり(平成七年度は三二・七%)、平成十八年度以降は一三・一七%の間を行き来してきた(三十年度は一三・七%)。

年度の約三〇億円が平成三十年度には約三二・二億円と一〇〇倍になっている。都道府県の支出で伝統的に大きいのが教育費である。兵庫県は震災まで全国平均を上回る割合を続けていたが、震災後は全国平均にとどまっている。昭和四十年度に歳出の三四・七%を占めていた教育費は第二次ベビーブームが起こった四十八年度から五十一年度にかけて上昇し、その後緩やかに低下して震災を迎え、

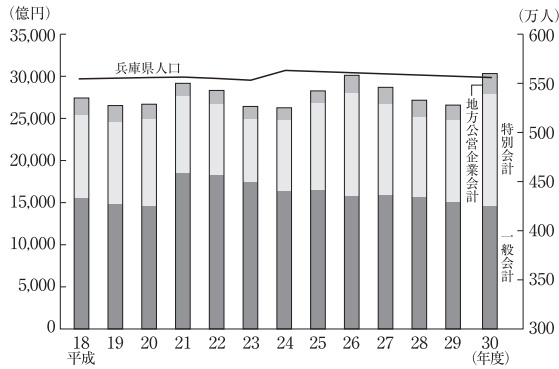


図2 一般会計歳出総額・特別会計歳出総額・地方公営企業歳出総額・兵庫県人口の推移
 (「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」〔兵庫県歳入歳出決算書〕〔兵庫県公営企業会計決算書〕より作成)

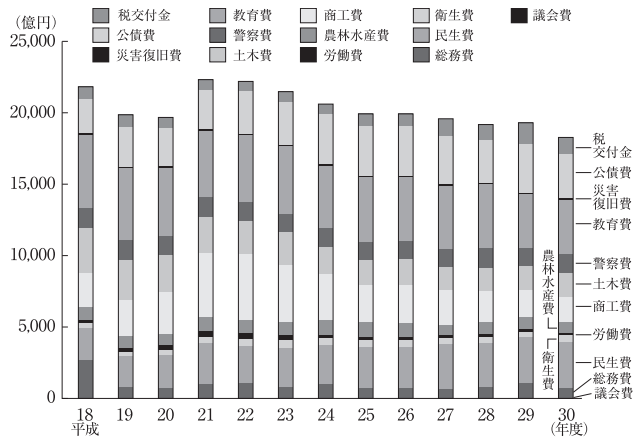


図3 目的別歳出額の推移
 (「都道府県決算状況調」より作成)

度に七・一%。この傾向は加速し、平成十八年には九・七%で、二十七年以降には震災時の数字も超え、三十年に一七・〇%となった。約三〇年で倍の割合となったものが二〇年余りでさらに倍の割合を占めるようになったのである。額

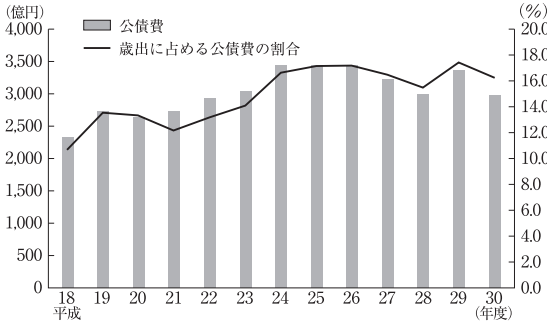


図4 公債費及び歳出総額に占める公債費の割合の推移
 (「都道府県決算状況調査」より作成)

以後、平成十八年度に二三・四%、三十年度に二〇・五%と細かな増減はありながらもほぼ横ばいで推移している。額で言えば昭和四十年に約三〇九億円、平成三十年度が約三七四八億円であった。民生費の伸びがいかにも急激で構造的かが分かる。

他に注目すべきなのが、商工費、土木費、公債費である。商工費は昭和四十年の四・八%から平成五年に一桁後半に入ると十年に一〇%台にのり、二十二年には二〇・六%を記録、三十年度は九・六%となった。昭和四十年代には開発から公害に注目が集まり、特に基礎自治体では企業の追い出しが盛んであったことを

思えば隔世の感がある。対して縮小基調なのが土木費で、昭和四十年に一八・三%、以後平成十一年まで約一九〜三〇%の間を推移したが、その後漸減し、三十年度は九・〇%である。そして歳出に占める公債費の割合は昭和四十年に二・九%であったが、五十八年に一〇%前後となり、平成に入る頃から一桁後半に低下していたが、平成十一年以降は一〇%を超え続け、三十年度で一六・五%である(図4)。

さらに性質別歳出で見れば、義務的経費である人件費が震災まで全国平均を上回る割合であったが、以後、全国平均に沿っている。昭和四十年度に四六・一%であったが、平成十八年度には二九%、三十年度は二五・六%であった。厳しい行財政改革が進められた平成二十一年度から二十六年度までは全国平均を下回っている。額では昭和四十年度に約四

一〇億円、平成三十年度約四六八〇億円であった。物件費も震災後は一貫して全国平均を下回っている。

他方、震災前後から歳出に占める貸付金の割合が全国平均を一貫して上回っている。昭和四十年六・八%で平成六年に初めて一〇%を超えると、震災翌年度の七年度は二七・〇%、以後一〇%台で推移していたが、二十一年度に二三・二%、二十二年度に二三・八%、二十三年度に二一・四%と再び上昇し、三十年度は一〇・五%となっている。財政状況が厳しい中で不況と向き合う兵庫県姿が現れている。

復興兵庫にとつての三位一体の改革――平成十八年は、国と地方の関係では第一次地方分権改革に続く三位実質公債費比率全国ワースト三位の衝撃

一体の改革の最終年であった。この改革の結果、地方交付税の縮減のみならず国庫補助負担金の廃止削減も打ち出されて地方自治体が国から受け取る移転財源は大きく減額となった一方で、基幹税目である所得税から個人住民税への税源移譲も実現し、地方自治体での裁量も大きく拡大した。

平成十七年八月に再選した井戸敏三知事は二期目に入っていた。同年一月に阪神・淡路大震災一〇周年にあわせて開催された国連防災世界会議（ひょうご会議）の結果策定された「兵庫行動枠組」を受けて、国連中央緊急対応基金が平成十八年三月に創設され、兵庫県は、震災時に世界から受けた支援に応え、また、国連防災世界会議の開催地として、地方公共団体として世界で初めて同基金に平成十八、十九年度五〇〇〇万円ずつ計一億円を拠出した。

平成十八年十二月に地方分権改革推進法が成立し、第二次地方分権改革がスタートした。井戸知事は全国知事会地方交付税問題小委員会の委員長を務めていた。県では兵庫県地方分権推進自治体代表者会議を二度

実質公債費比率19.6% 「震災」で基準超過

県新指標で明らかに

国の基準は18%

対する不足分を償還するようになった。県は、震災関連で約1兆5千億分の振替を発行したため、ほかの基金残高が大きく不足している。震災分を除くと、実質公債費比率0.9%の年間の平均は16.8%などという。県財政課は、今年半ばの公営企業債への償還に対する一時的な影響を除外し、18%未満に落ちたいと表す。今年度から自治体の借入れの制限が厳しくなり、返済負担が増える見込みだ。

18% 平成18年7月26日
12% 実質公債費比率
10% 債費比
7% 債費比
2006年7月26日

開いて、地方の自由度を高める地方交付税の見直しを求めた。
平成十八年七月二十五日、県は、新たな指標である実質公債費比率の平成十五年から十七年の平均を一・六%と発表した。都道府県では、長野県、北海道、兵庫県、岡山県が一八%を超えた。従来、都道府県の

地方債発行には国の、市町村の地方債発行には都道府県の許可が必要であったが、いずれも条件付きで協議制度に移行するとともに、財政健全化への早期是正措置として「実質公債費比率」が導入され、一八%以上の団体には引き続き許可を必要とした。県が同時に発表した震災分を除いた数字では、同三カ年平均で一五・八%である。今後の財政運営について、「実質公債費比率については、震災復旧・復興関連の起債の影響が無くなくなるまでの間には確実に一八%未満となることを絶対目標」にその短縮に努め、「なお、阪神・淡路大震災の影響を除けば実質公債費比率については一八%を下回っており、今後も引き続き一八%を超えないよう取り組んでいく」と苦衷のほどをしのべた（「兵庫県の実質公債費比率について」）。

平成十九年二月、次年度当初予算案は「元氣ひょうごスタート予算」と名付けられた。地方財政法による起債制限団体に陥る可能性があり、外郭団体の基金を減債基金に繰り入れ、数値を改善した。新聞では「苦肉の策」「禁止手」に踏み切る」と報じられた（『朝日新聞』平成十九年二月十四日、『読売新聞』十九年二月十三日夕刊）。三月に発行した広報誌では平成十七年度決算で実質公債費比率が全都道府県中ワースト三位となっ

第一章 地方分権改革の新たなステージへ

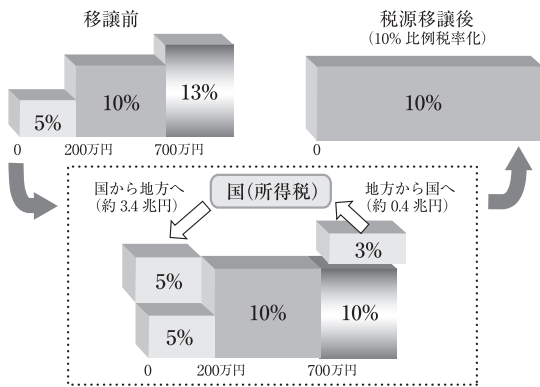


図5 税源移譲（個人住民税の比例税率化）
（総務省ホームページを参照して作成）

たことを受けて、県特定目的基金等の県債管理基金への積立を行うこととともに、「行財政構造改革推進方策」の次の行財政改革を検討すると述べた。平成十九年度一般会計当初予算では歳入予定の第一が県税（三六・〇％）、第二が繰入金（地方交付税等一六・一％を上回る一七・三％）であった。それすらも押し流していくのが先の新指標であった。

平成十五年から十八年にかけて実施された三位一体の改革によって国から地方への税源移譲、補助金改革、地方交付税見直しがあわせて行われた。三兆円の税源移譲、四・七兆円の補助金削減、五・一兆円の交付税削減であった。差が発生するのは財政再建の意図があるからで、地方の自律性向上と引換えに差損は行政改革による効率化が求められる。また税源移譲として平成十九年四月に所得税の引下げと個人住民税の引上げが行われたが、同時に個人住民税の税率が一〇％の比例税となった（道府県民税四％、市町村民税六％）。個人住民税は「地域社会への会費」ともいわれ、自治体が提供する公共サービスの財源を広く負担する手段として、便益に応じた負担（応益原則）という点で比例税率がとられ、税を担う能力がある人ほど多くの税金を負担すべき（応能原則）という累進税率から変更された。

震災による財政への打撃がまだ癒えない兵庫県にとって、長引くデフレ経済に加えて三位一体の改革による地方交付税の削減と地

方公共団体への財政健全化要請という行政環境の変化によって財政再建団体に再び転落する可能性が出てきた。県は既に平成十一年度から行財政構造改革に取り組み、経済状況の悪化を受けて十五年度に再加速させていたが、国の枠組みの変更を受けて、二十年度までの一〇年間の改革期間満了を待つことなく、さらなる改革に踏み出すことになった。

行政改革推進条例の制定―兵庫
庫一体での新行革プラン策定
平成十九年四月二日、井戸知事を本部長とする行財政構造改革推進本部を立ち上げた。六月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法）

が制定されている（平成二十一年施行）。十一月には新行財政構造改革推進方策（以下、新行革プラン）の素案を発表、職員の三割減（約二七〇〇人削減）。実質公債費比率で一九・六％と、改善した長野県に対して北海道に次ぐ全国ワースト二位であった。

翌二十年一月二十八日、兵庫県議会の行財政構造改革調査特別委員会は新行革プラン案についての中間報告書を提出し、職員の人員見直しの検討や給与の一〇％削減を目標とするよう提言した。二月には、職員給与を本給換算で平均八％削減することで県職員労働組合など主要四労組と妥結した（『読売新聞』平成二十年二月六日夕刊）。五年間の給与カットを見込んだ。

井戸知事は二月定例議会で「まさしく不退転の決意で、この改革を実行し、あの阪神・淡路大震災の復旧・復興過程で生じた歳入歳出の不均衡という財政構造の課題を克服し、元気で安全安心な兵庫づくりをめざし、持続可能な行財政構造への再構築を進めます」と述べた。広報にも知事メッセージが掲載された。「元気で安全安心な兵庫づくり」をめざし、再生のスタートを切る」と述べてそのための財政基盤の確立を次のよう

に訴えて県民の理解を求めた。

「私たちは震災後、被災地の創造的復興に取り組み、起債制限比率を一定以下とする財政運営を行ってきました。しかし、国の地方財政規制の強化、地方交付税の削減などの要因により、厳しい財政運営を強いられることとなりました。このため、平成三十年度までの財政フレームと平成二十年度からの取り組みを示す第一次新行革プランを策定しました」（『平成二十年度版ひょうごEYE』）。

先の広報ではまず、震災の県財政への影響に加えて「厳しい財政運営を招いたさらなる三つの要因」として、地方の財政運営に対する国の枠組みの強化（新指標である実質公債費比率の全国ワースト二位）、三位一体改革に伴う地方交付税の削減（平成十五年度と比較して兵庫県で約七〇〇億円の減）、国・地方を通じた歳出・歳入一体改革（骨太の方針2006）による地方財政計画の抑制と地方債発行の厳格化）をあげて改革の必要性を訴えた。次に県庁組織や定員・給与について身を切る改革が提示され、次いで事務事業の一部廃止や補助対象の縮小、投資事業の抑制などに理解を求め、最後に自主財源確保に努めることを述べた。

四月の年度初めの給与支給時には「行財政改革を実感した」「ボーナスにも反映されるので減額は寂しい。行革は県内のさまざまな所に影響するが、いよいよ来たなという感じ」という職員の声が報じられている（『朝日新聞』平成二十年四月十七日）。

こうしてスタートさせた新行革プランについて、十月に行財政構造改革の取組の着実な推進と適切なフォローアップのために「行財政構造改革の推進に関する条例」を制定した。これは財政健全化法による早期健全化団体に義務づけられている手続を取り入れたもので、国の議院内閣制とは異なり、首長と議会が別々に

選出される二元代表制の下で、行政府と立法府が一体となって行財政構造改革を進めることで、県民の参画を更に促す全国で初めての取組である。行政・議会・県民が一体で進めることで継続的、効果的な行財政改革が期待できる。条例の概要としては、①推進方策の策定・変更には議会の議決を経ること、②翌年度の取組内容を明らかにした実施計画を策定し、議会に報告すること、③実施状況は地方財政などの専門家からなる「行財政構造改革審議会」で審査の上、議会に報告・公表すること、④各界の団体代表や県議会議員などからなる「行財政構造改革県民会議」で広く県民の意見を聴くこと、⑤議会は、推進方策の変更などについて知事に意見を述べることができ、知事はこれに対し意見を述べ、必要な措置を行うこと、⑥三年毎に総点検を行い、必要な措置をとることなどが規定された。

ここでは先の「行財政構造改革推進方策後期五か年の取組み」以来の課題である先行取得用地処理について採り上げたい。平成十六年一月二十六日に兵庫県議会に報告された行財政構造改革調査特別委員会の調査報告書では、十一年に策定された行財政構造改革推進方策の進捗状況と今後の課題について調査を行い、後期五か年の取組みを策定するにあたって新たに先行取得用地の見直しを採り上げた。土地開発公社等が先行取得している用地について、取得価格に借入金の子や事務費が加算されて評価額との間で大きな含み損が出ており、将来的に県が簿価で買い戻すことから三〇七〇億円の「隠れ借金」といふべきものが発生している」と指摘、売却や利活用計画を策定し、その処理に努めるとともに公社の透明性を図ることを求めた。それから用地は将来の計画的な地域整備のためだけでなく、無秩序なゴルフ場開発など乱開発抑制のために公社で先行取得し、保有が長期化してきたものであった。本格的な事業化に向けた利活用の検討と公社長期保有地

の縮減、管理の明確化は、平成三十年度に及ぶ長期的な課題として進められていく。

二 災後の日常化を目指して―リーマンショックと行財政改革の継続

リーマンショック 新行革プランは平成二十七年度の収支黒字化と三十年度の六一五億円の収支黒字を想定し
クへの財政出動 たが、それはすぐさま二つの点で壁に直面した。平成二十年九月十五日のアメリカの投資

銀行リーマン・ブラザーズ破綻に始まる世界規模の経済危機（リーマンショック）による二十一年度県税収入の大幅な減少であり、国の「骨太の方針」によって二十三年度以降の国の地方一般財源総額が二十二年度と同程度に据え置かれたためであった。

平成二十一年度当初予算編成では厳しい財政状況の中でも施策の「選択と集中」を図った。企業業績の急激な悪化と地方法人特別税の創設が合わさって県税収入は前年度当初予算に比して一三二六億円の減となり、他方、地域雇用創出推進費創設や県税収入の減少を受けて地方交付税等は八七八億円の増にとどまった。このような厳しい歳入状況にあっても経済雇用対策は待った無しで、建設事業（投資的経費）も後年度実施予定の前倒し実施を行って事業量の確保に努めた。これに伴い、新たに一四五億円の収支不足が生じると見込まれたため、行政改革等推進債の追加発行や県債管理基金の追加取崩しという特別な財源対策を講じた。

この点で重要なのが九月に期限を迎える法人県民税の超過課税の延長であった。法人県民税法人税割は標準税率五・〇％に〇・八％を上乗せしていた。勤労者の仕事と生活の調和を実現し、多様な働き方、生き方や健康で豊かな生活環境の確保が可能となる社会づくりを進めることを理由に、改めて延長された。

第一章 地方分権改革の新たなステージへ

表5 行財政構造改革各分野の取組結果

分野	改革内容 (H20～H30)	効果額 (一般財源)
組織	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 簡素で効率的な組織体制の構築、施策推進に応じた組織再編を推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 本庁の部の再編 【6部 → 5部 (△1部)】 ※9部体制 (H11) から、6部体制を経て、5部体制 (H20) へ再編 ● 地方機関の事務所の統合再編 【H21: 111事務所 → 70事務所 (△41事務所)】 	—
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 一般行政部門等における削減目標 (H19比3割削減) を達成し、簡素で効率的な業務執行体制を構築 <ul style="list-style-type: none"> ● 一般行政部門の定員 【H19: 8,279人 → H30: 5,795人 (△30.0%)】 	1,003億円
給与	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 役職に応じて県独自の給与抑制を20年度から実施 ☆ 給与の抑制措置を27年度から段階的に縮小 【一般職員の減額措置はH29年度末で全て解消】 	774億円
行政施策	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 選択と集中を徹底し、一般事業費・政策的経費を見直す一方、県民ニーズに対応した新たな施策を積極的に展開 <ul style="list-style-type: none"> ● 一般事業費の見直し 毎年度10%削減のうえ、5%相当額を新規事業の財源として活用【H26～】等 ● 事業数の見直し 【H19: 3,013事業 → H30: 1,612事業 (△1,401事業)】 	2,732億円
建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 通常事業費を地方財政計画の水準に見直すこと等により、平成30年度には平成19年度比で約70%水準に削減し、公債費の負担を抑制 <ul style="list-style-type: none"> ● 投資規模 (通常事業費) ※の見直し 【H19: 2,540億円 → H30: 1,600億円 (△940億円)】 ※緊急防災対策などの臨時的・追加的事業を除く ☆ 山地防災・土砂災害対策や緊急防災・減災対策など、本県の喫緊の課題について、地方交付税措置のある有利な県債を活用することにより別枠で確保するとともに、国の経済対策補正に適切に対応し事業費を確保 (累計5,314億円) 	2,825億円
公社等 (外郭団体)	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 社会経済情勢の変化等を踏まえ、団体の統廃合や運営の合理化・効率化を進めるとともに、公的セクターとしての役割を推進 <ul style="list-style-type: none"> ● 必要性が低下した公社等の統廃合【△5団体】 ● 県派遣職員の削減 【H19: 576人 → H30: 268人 (△53.5%)】 	293億円
自主財源 の確保	<ul style="list-style-type: none"> ☆ 税収確保対策の推進により、徴収歩合が向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 徴収歩合 (目標: 全国平均を上回る) 【H19: 96.5% (97.2%) → H30: 98.5% (98.4%)】 ※()は全国平均 ☆ ネーミングライツの導入により収入を確保 <ul style="list-style-type: none"> ● ネーミングライツ料 (年額) 【H19: 0百万円 → H30: 91百万円】 ☆ 「ふるさとひょうご寄附金」や「企業版ふるさと納税」の活用により収入を確保 <ul style="list-style-type: none"> ● ふるさとひょうご寄附金 (年額) 【H20: 5百万円 → H30: 139百万円】 	690億円

(『行財政構造改革の取組結果』を参照して作成)

兵庫県にとって雇用は阪神・淡路大震災以来の一貫した課題であり、様々な対策を講じてその改善を図ってきた。しかし、リーマンショックはその成果も奪い去っていく。補助金による企業誘致に先鞭を付けたのは三重県で、平成十四年に九〇億円という補助金を提示して工場誘致に成功し、以後、自治体間での大規模補助金を使った誘致合戦が繰り広げられた（『朝日新聞』平成二十一年六月十八日）。兵庫県は投資額の三％（上限単年度一〇億円）を補助する制度を平成十六年度に設け、翌十七年度には上限額を撤廃し、競争を有利に展開しようとした。尼崎市と姫路市にはパナソニックプラズマディスプレイの工場が進出し、将来を期待させた。しかし、円高など企業経営環境の急激な悪化で投資規模の縮小や立ち上げ間もない工場の休止に直面し、平成二十四年二月には同社に企業立地の支援として支出した補助金計三八億四〇〇〇万円のうち、一二億六〇〇〇万円の返還を求めると至った。短期間での生産中止を想定せず返還規定はなかったが、同社は返還要請を受け入れた。

第三次行革プラン― 平成二十四年十二月の総選挙で自民党が圧勝し、再び政権交代が起こると、公明党と**自公政権と兵庫県政** 連立の安倍晋三第二次政権が発足し、翌二十五年八月には井戸知事は四選を果たした。

平成二十六年二月の県議会では、再び法人県民税法人税割の超過課税が延長された。そして三月には二十六年から三十年度までの第三次行財政構造改革推進方策（第三次行革プラン）を策定した。

この頃全国的には地方消滅が語られるようになっていたが、兵庫県経済は少しずつ上向きつつあった。その中で県職員の給与についても、十月、県人事委員会は県職員（行政職）給与の平均額が民間給与を〇・二九％下回っていると給料引上げを勧告し、六年ぶりに給料の引上げが行われた。引上げ勧告は平成三十年ま

で五年連続で行われ、昭和三十六〜四十年の五年連続以来、五三年ぶりのことであった。

最終二カ年行革プランと一五〇年目
の県政一新行革プランの達成と今後
平成二十九年三月、最終二カ年行財政構造改革推進方策を策定した。年度が改まり八月には井戸知事が五選を果たした。慶応四（一八六八）年五

月に伊藤博文が初の兵庫県知事として就任して以来、県政一五〇年の中で最も長い任期となった。

平成三十年度に行財政構造改革が最終年度を迎え、九月には「行財政構造改革の検証」が出された。先に採り上げた長期保有土地（先行取得用地、その他未利用地）の処理では、平成二十年度から三十年度の行革期間において、面積で四三六八ヘクタールから一九三九ヘクタールと約二分の一、金額で三〇五五億円から一〇九五億円と約三分の一まで縮減し、二十九年度末で土地開発公社が保有する先行取得用地は解消された。

十月には平成三十一年度以降の取組である「行財政の運営に関する条例」と「兵庫県行財政運営方針」を策定した。この方針は「行財政構造改革推進条例を制定し平成三十年度を目標に取り組んできた行財政構造改革は、組織、定員・給与、事務事業、投資事業、自主財源の確保など各分野において、行革プランに掲げた目標を達成することができた」という評価の上で策定された。

井戸知事は、後に「冷戦終結とともに幕を開けた平成、バブル崩壊によるデフレ経済と相次ぐ災害に見舞われたこの三〇年は、兵庫県にとっても、阪神・淡路大震災からの創造的復興と行財政構造改革に取り組んだ時代でした」と平成時代の兵庫県政を振り返った（平成三十一年二月第三四三回定例会知事提案説明）。天皇の生前退位で平成が終わり、令和が始まるのは四月三十日のことである。

阪神・淡路大震災からの創造的復興とインフラから人への眼差しの深化は兵庫県が全国に与えた貴重な経

験であり、東日本大震災など後の大規模災害で活かされた。災害対策債では通常二〇%の地元負担であるところ阪神・淡路大震災では五%に下げられた。これは国負担によって全国から手を差し伸べられた共助の賜である。しかし、規模の大きさからこの五%ですら不景気かつ国の財政改革が強調される中では深刻で、そもそも自治体の財政能力に乏しい東日本大震災では地元負担は〇%となった。阪神・淡路大震災は多くの市町を巻き込んだ未曾有の激甚広域災害でありながらも兵庫県内に被害が集中したことは財政面では不幸であった。そして負債は何年で返すかによって影響が変わる。国の地方分権改革の中で導入された指標では震災からの復興に用いた負債が一般の負債と同等に扱われた。さらに無駄を省くという全国的な時代思潮の中で行政サービスの低下は好まれず、行き着く先は人の削減であった。震災を経験した県民には当時の県職員の献身的な活動を目にした人もいるだろう。人の復興の負担が人の削減によって賄われた事実と経緯を覚えておいたほうがいいだろう。

井戸知事は平成時代の兵庫県政を振り返った先の議会演説で兵庫県政一五〇周年の節目についても言及し、日本の「分権型社会への変革」における兵庫県の先導的役割を訴えた。財政面での地方分権改革は兵庫県にとってまだ果実を実感するに至っていないと言うべきであるが、多様化の時代に適した地方分権の更なる推進に向けた雄県兵庫の自負が顔をのぞかせている。兵庫県には開港地としての気風、雄県としての自覚に基づく先進性と、五国からなる多様性によって全国の縮図としての面がある。今後の財政の道のりも困難が予想されるが、四半世紀をかけて震災から回復させてきた財政努力が県民生活の足元を長く支えていくことになるだろう。